

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和5年4月28日(2023.4.28)

【公開番号】特開2021-174381(P2021-174381A)

【公開日】令和3年11月1日(2021.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2021-053

【出願番号】特願2020-79427(P2020-79427)

【国際特許分類】

G 07 G 1/12(2006.01)

10

G 07 G 1/01(2006.01)

G 07 G 1/00(2006.01)

G 06 Q 30/06(2023.01)

G 06 Q 20/40(2012.01)

【F I】

G 07 G 1/12 301E

G 07 G 1/01 301D

G 07 G 1/00 311D

G 06 Q 30/06

G 06 Q 20/40

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年4月20日(2023.4.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

利用者が売場から選択した商品を認識して、その代金の精算及び決済を行う精算決済装置であって、

利用者が購入する商品を撮影する第1のカメラと、

利用者の顔を撮影する第2のカメラと、

前記第1のカメラの撮影で取得した商品画像に基づいて、利用者が購入する商品を認識して精算及び決済に関する処理を行うと共に、決済対象者となる利用者を特定するために、前記第2のカメラの撮影で取得した顔画像を外部の顔認証サーバへ送信することにより顔認証に関する処理を行う制御部と、

この制御部で取得した商品認識結果、精算結果及び顔認証結果を表示する表示部と、
を備え、

前記制御部は、

認識された商品に年齢制限商品が含まれる場合には、年齢制限フラグをオンにして前記顔認証のリクエストを前記顔認証サーバへ送信して、前記顔認証サーバより利用者の年齢特定情報を含む前記顔認証のレスポンスを受信し、その年齢特定情報に基づいて利用者が年齢制限対象者であるか否かを判定する年齢照合に関する処理を行うことを特徴とする精算決済装置。

【請求項2】

前記制御部は、

認識された商品に年齢制限商品が含まれ、かつ、前記顔認証により特定された利用者が年齢制限対象者である場合には、決済を行わないことを特徴とする請求項1に記載の精算

40

50

決済装置。

【請求項 3】

前記制御部は、

年齢制限により決済を行わない場合には、年齢制限商品の販売が禁止されている旨を、前記表示部に表示することを特徴とする請求項 2 に記載の精算決済装置。

【請求項 4】

前記制御部は、

年齢制限により決済を行わない場合には、商品認識、精算及び決済に関する処理の再実行を指示する操作部を、前記表示部に表示することを特徴とする請求項 2 に記載の精算決済装置。

10

【請求項 5】

請求項 1 に記載の精算決済装置を有する精算決済システムであって、

前記精算決済装置とネットワークを介して接続されたサーバ装置を有し、

前記精算決済装置は、

前記顔認証に関する処理として、前記顔画像を前記サーバ装置に送信し、

前記サーバ装置は、

前記精算決済装置から受信した前記顔画像に基づいて顔認証処理を実行して、顔認証結果を前記精算決済装置に送信することを特徴とする精算決済システム。

【手続補正 2】

20

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

本発明の精算決済装置は、利用者が売場から選択した商品を認識して、その代金の精算及び決済を行う精算決済装置であって、利用者が購入する商品を撮影する第 1 のカメラと、利用者の顔を撮影する第 2 のカメラと、前記第 1 のカメラの撮影で取得した商品画像に基づいて、利用者が購入する商品を認識して精算及び決済に関する処理を行うと共に、決済対象者となる利用者を特定するために、前記第 2 のカメラの撮影で取得した顔画像を外部の顔認証サーバへ送信することにより顔認証に関する処理を行う制御部と、この制御部で取得した商品認識結果、精算結果及び顔認証結果を表示する表示部と、を備え、前記制御部は、認識された商品に年齢制限商品が含まれる場合には、年齢制限フラグをオンにして前記顔認証のリクエストを前記顔認証サーバへ送信して、前記顔認証サーバより利用者の年齢特定情報を含む前記顔認証のレスポンスを受信し、その年齢特定情報に基づいて利用者が年齢制限対象者であるか否かを判定する年齢照合に関する処理を行う構成とする。

30

【手続補正 3】

30

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 1】

40

前記課題を解決するためになされた第 1 の発明は、利用者が売場から選択した商品を認識して、その代金の精算及び決済を行う精算決済装置であって、利用者が購入する商品を撮影する第 1 のカメラと、利用者の顔を撮影する第 2 のカメラと、前記第 1 のカメラの撮影で取得した商品画像に基づいて、利用者が購入する商品を認識して精算及び決済に関する処理を行うと共に、決済対象者となる利用者を特定するために、前記第 2 のカメラの撮影で取得した顔画像を外部の顔認証サーバへ送信することにより顔認証に関する処理を行う制御部と、この制御部で取得した商品認識結果、精算結果及び顔認証結果を表示する表示部と、を備え、前記制御部は、認識された商品に年齢制限商品が含まれる場合には、年齢制限フラグをオンにして前記顔認証のリクエストを前記顔認証サーバへ送信して、前記

50

顔認証サーバより利用者の年齢特定情報を含む前記顔認証のレスポンスを受信し、その年齢特定情報に基づいて利用者が年齢制限対象者であるか否かを判定する年齢照合に関する処理を行う構成とする。

10

20

30

40

50